

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】確定給付企業年金における基準死亡率とその影響について	P1
【コラム】確定拠出年金における定年退職時の一時金での受取りについて	P6

確定給付企業年金における基準死亡率とその影響について

1. はじめに

2021（令和3）年7月30日、厚生労働省から「令和2年簡易生命表について」が公表され、男性の平均寿命は81.64年（前年比プラス0.22年）、女性の平均寿命は87.74年（前年比プラス0.30年）であることが示されました。簡易生命表は毎年厚生労働省が公表しているもので、日本にいる日本人について、今回公表された簡易生命表は令和2年1月から12月、1年間の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きられるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標（生命関数）によって表したものとなっています。

それらを踏まえ今月号では、確定給付企業年金（DB）制度ではどのように平均寿命などを見込んでいるのか、平均寿命の伸びが確定給付企業年金制度ではどのように影響を与えるのかといった解説に加え、平均寿命の伸びによる影響を緩和するために日本年金数理人会から提言されている内容等について紹介します。

2. 平均余命・平均寿命と死亡率

まずは平均余命・平均寿命・死亡率などの関係を説明します。平均余命とは、各年齢の者が平均してあと何年生存するかという期待値であり、特に0歳の者の期待値を平均寿命といいます。平均余命は各年齢での死亡率（各年齢の者が一年以内に死亡する確率）により算定されます。ここでは簡易的なモデルである<図表1>を例に100歳の者の平均余命を説明します。まず、100歳では10%（0.1）の確率で死亡するため、10%の人は1年だけ生存することになります（ここでは簡便のため「年数」の端数は切り上げています）。つぎに、101歳まで生存した90%の人は、101歳で10%の確率で死亡するため、9%（90%×10%）の人は2年だけ生存することになります。これらを全員が死亡する年齢まで行い、死亡確率×生存した年数を合計すると100歳の者の平均余命が算定されます。このように、死亡率に基づいて平均余命は算定されますが、DB制度においては、平均余命そのものではなく死亡率を使用して掛金や債務の計算を行っています。

<図表1>平均余命の計算例

年齢	生存割合	①死亡率	②死亡確率	③年数	②×③
100	1.0000	0.1	0.1000	1	0.1000
101	0.9000	0.1	0.0900	2	0.1800
102	0.8100	0.1	0.0810	3	0.2430
103	0.7290	0.1	0.0729	4	0.2916
104	0.6561	1.0	0.6561	5	3.2805

合計 4.0951 年（平均余命）

(注)死亡率:その年齢の者が1年以内に死亡する確率
 死亡確率:100歳の者がその年齢で丁度死亡する確率

3. DB 制度の基準死亡率

DB 制度における基準死亡率は、厚生年金保険本体における財政検証の前提として使用された死亡率をもとにして定められています。直近では、第 9 回社会保障審議会年金部会（2019（令和元）年 8 月 27 日開催）において厚生年金保険本体の財政検証結果（財政の現況及び見通し）が公表され、死亡率の前提が見直されたことから、DB 制度における基準死亡率も 2020（令和 2）年 3 月 25 日に改正されています。

現在の基準死亡率については<図表 2>の通りとなります。なお、厚生年金保険本体の財政検証における死亡率の前提には、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が公表している日本の将来推計人口（2017（平成 29）年推計）が使用されています。日本の将来推計人口（2017（平成 29）年推計）については、以前の企業年金ノート（2017（平成 29）年 5 月号：No.589）をご参照ください。

また、年齢が 60 歳、65 歳および 70 歳の方における現在の基準死亡率による平均余命と改正前の基準死亡率による平均余命をそれぞれ計算すると<図表 3>のような結果となります。男子・女子ともに各年齢において平均余命が延びており、老後の期間を考える上で死亡率低下の影響は決して小さくはないといえます。

<図表 2>現在の基準死亡率

<男子>

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳以下	0.00015	41歳	0.00110	67歳	0.00954	93歳	0.19737
16歳	0.00019	42歳	0.00120	68歳	0.01092	94歳	0.21609
17歳	0.00024	43歳	0.00129	69歳	0.01263	95歳	0.23476
18歳	0.00029	44歳	0.00141	70歳	0.01452	96歳	0.25326
19歳	0.00036	45歳	0.00155	71歳	0.01645	97歳	0.27164
20歳	0.00042	46歳	0.00172	72歳	0.01835	98歳	0.29007
21歳	0.00047	47歳	0.00191	73歳	0.02030	99歳	0.30870
22歳	0.00050	48歳	0.00211	74歳	0.02242	100歳	0.32761
23歳	0.00053	49歳	0.00233	75歳	0.02482	101歳	0.34677
24歳	0.00055	50歳	0.00255	76歳	0.02762	102歳	0.36612
25歳	0.00055	51歳	0.00280	77歳	0.03091	103歳	0.38564
26歳	0.00055	52歳	0.00308	78歳	0.03477	104歳	0.40531
27歳	0.00055	53歳	0.00339	79歳	0.03928	105歳	0.42510
28歳	0.00055	54歳	0.00373	80歳	0.04452	106歳	0.44499
29歳	0.00056	55歳	0.00412	81歳	0.05053	107歳	0.46495
30歳	0.00057	56歳	0.00454	82歳	0.05737	108歳	0.48495
31歳	0.00059	57歳	0.00497	83歳	0.06508	109歳	0.50496
32歳	0.00061	58歳	0.00539	84歳	0.07366	110歳	0.52496
33歳	0.00064	59歳	0.00585	85歳	0.08310	111歳	0.54493
34歳	0.00068	60歳	0.00639	86歳	0.09343	112歳	0.56489
35歳	0.00072	61歳	0.00709	87歳	0.10466	113歳以上	1.00000
36歳	0.00075	62歳	0.00719	88歳	0.11691		
37歳	0.00078	63歳	0.00750	89歳	0.13036		
38歳	0.00083	64歳	0.00775	90歳	0.14521		
39歳	0.00090	65歳	0.00805	91歳	0.16150		
40歳	0.00100	66歳	0.00860	92歳	0.17901		

(出所) 令和2年3月25日厚生労働省告示第89号

<女子>

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳以下	0.00009	41歳	0.00066	67歳	0.00338	93歳	0.13649
16歳	0.00011	42歳	0.00072	68歳	0.00396	94歳	0.15515
17歳	0.00013	43歳	0.00077	69歳	0.00475	95歳	0.17489
18歳	0.00014	44歳	0.00084	70歳	0.00567	96歳	0.19527
19歳	0.00016	45歳	0.00091	71歳	0.00662	97歳	0.21597
20歳	0.00017	46歳	0.00100	72歳	0.00757	98歳	0.23682
21歳	0.00018	47歳	0.00111	73歳	0.00852	99歳	0.25785
22歳	0.00020	48歳	0.00121	74歳	0.00956	100歳	0.27911
23歳	0.00021	49歳	0.00131	75歳	0.01075	101歳	0.30067
24歳	0.00023	50歳	0.00142	76歳	0.01215	102歳	0.32253
25歳	0.00024	51歳	0.00155	77歳	0.01384	103歳	0.34466
26歳	0.00025	52歳	0.00170	78歳	0.01587	104歳	0.36702
27歳	0.00026	53歳	0.00186	79歳	0.01826	105歳	0.38958
28歳	0.00028	54歳	0.00201	80歳	0.02108	106歳	0.41230
29歳	0.00030	55歳	0.00215	81歳	0.02438	107歳	0.43514
30歳	0.00031	56歳	0.00227	82歳	0.02822	108歳	0.45807
31歳	0.00032	57歳	0.00239	83歳	0.03268	109歳	0.48105
32歳	0.00033	58歳	0.00252	84歳	0.03784	110歳	0.50401
33歳	0.00036	59歳	0.00269	85歳	0.04379	111歳	0.52692
34歳	0.00038	60歳	0.00292	86歳	0.05067	112歳	0.54974
35歳	0.00040	61歳	0.00295	87歳	0.05860	113歳	0.57243
36歳	0.00042	62歳	0.00305	88歳	0.06771	114歳	0.59501
37歳	0.00045	63歳	0.00306	89歳	0.07817	115歳以上	1.00000
38歳	0.00048	64歳	0.00302	90歳	0.09016		
39歳	0.00054	65歳	0.00298	91歳	0.10383		
40歳	0.00060	66歳	0.00306	92歳	0.11930		

(出所) 令和2年3月25日厚生労働省告示第89号

<図表3> 平均余命の改善幅

(単位：年)

年齢	男子			女子		
	現在	改正前	改善幅	現在	改正前	改善幅
60歳	24.47	23.63	+ 0.84	29.67	29.30	+ 0.37
65歳	20.28	19.55	+ 0.73	25.08	24.76	+ 0.32
70歳	16.18	15.65	+ 0.53	20.49	20.32	+ 0.17

(出所) 平成27年3月26日厚生労働省告示第148号及び令和2年3月25日厚生労働省告示第89号を基にリそな年金研究所作成

4. DB 制度における基準死亡率の変化が年金財政および退職給付会計へ与える影響について

基準死亡率は DB 制度における財政決算や財政計算、また、退職給付債務の計算でも使用されています。

財政決算および財政計算において、数理債務の額や掛金の額の計算を行う際には基準死亡率を基本として一定の範囲の係数を乗じたものが使用できます。また、非継続基準や積立上限の計算を行う際には基準死亡率に所定の係数を乗じたものが使用されています。一般的には、基準死亡率が低下すると、数理債務の額、最低積立基準額および積立上限額の増加に繋がりますが、終身年金を採用していない制度においては掛金率等への影響はそれほど大きくないと考えられます。

一方で、終身年金を採用している DB 制度について、一般に脱退一時金相当額が保証期間部分の年金現価となるように設計されていることが多く、保証期間部分を超える終身年金部分は脱退一時金相当額に上乗せして給付がされていると言えます。そのような場合には、上記で述べたように平均余命が伸びる分、終身年金の支給期間が伸び、給付現価相当額が増加するため、終身年金を採用していない DB 制度と比べ、数理債務の額、最低積立基準額、積立上限額および掛金率への影響が大きくなるため注意が必要です。特に保証期間が短い制度ほど相対的に終身部分の割合が大きく、影響も大きくなります。なお、厚生年金基金が代行返上して DB 制度になった場合などにおいて、現在は終身年金を採用していないものの、受給権者の中に終身年金の受給権を有している者が多い制度についても死亡率改正の影響が大きくなると考えら

れます。

退職給付債務の計算では、日本の退職給付会計基準（企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」と国際会計基準の IAS 第 19 号「従業員給付」において死亡率の取扱いが異なります。

日本の退職給付会計基準では、国などを単位とした生命表を基にして設定する方法が一般的とされていますが、これらの生命表における死亡率は非就労者も含めた実績に基づくものであることから、合理的な補正を行うことが適当であると考えられています。加えて、将来の死亡率の変化の見込みを反映するかについては、将来の死亡率の変化が合理的に見込まれ、かつ、重要性が高いと判断される場合に将来の死亡率の変化を考慮することも考えられるとされており、必ずしも将来の死亡率の変化を織り込む必要はありません。そのため、退職給付債務の計算においても DB 制度で使用している基準死亡率をそのまま使用することも考えられます。その場合は退職給付債務の計算においても DB の財政計算等と同様に、終身年金を採用している DB 制度や終身年金の受給権者が多い DB 制度は死亡率の改正による退職給付債務への影響が大きくなります。

一方、IAS 第 19 号「従業員給付」では、死亡率の仮定を最善の見積りを参照して決定しなければならず、例えば、死亡率の改善の見積りを織り込むことで死亡率の予想される変動を考慮する旨の定めがあり、基準死亡率に対して将来の死亡率の変化を織り込むことが（重要性と比例性を考慮して）求められます。将来の死亡率の変化を考慮する方法としては、暦年又は生年ごとの死亡率テーブルを含むマトリックスを使用する方法や適切な期間分の変化を見込んだ死亡率を使用する方法があります。例えば、暦年ごとの死亡率テーブルを使用する場合（＜図表 4＞）については、2020 年時点で 60 歳の男子は、70 歳での死亡率は 2030 年の数値（0.01471）を、80 歳での死亡率は 2040 年の数値（0.03685）をそれぞれ使用して退職給付債務を計算することが考えられます。この場合、2020 年の死亡率（70 歳：0.01616、80 歳：0.04563）を継続して使用するよりも低い死亡率が計算に使用されることが見て取れます。

＜図表 4＞ 暦年ごとの死亡率テーブルを使用する例

年齢	2020年	2030年	2040年
60	0.00659	0.00589	0.00537
70	0.01616	0.01471	0.01358
80	0.04563	0.04063	0.03685

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 29 年推計）を基に、りそな年金研究所作成

日本の場合には、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 29 年推計）によると＜図表 5＞のように、2015 年と比較すると死亡中位でも約 4 年と、さらに平均寿命が伸びることが推計されています。このような将来の死亡率の改善を織り込むことで、さらに低い死亡率を退職給付債務の計算で使用することになります。逆に言えば、暦年ごとの死亡率テーブルを使用することで予め死亡率の改正による退職給付債務への影響が一定程度織り込まれているとも考えられ、その場合は日本の退職給付会計基準よりも死亡率の改正があった場合での退職給付債務の変動は緩やかになるとも考えられます。

＜図表 5＞ 2065 年の平均寿命（推計値）

（単位：歳）

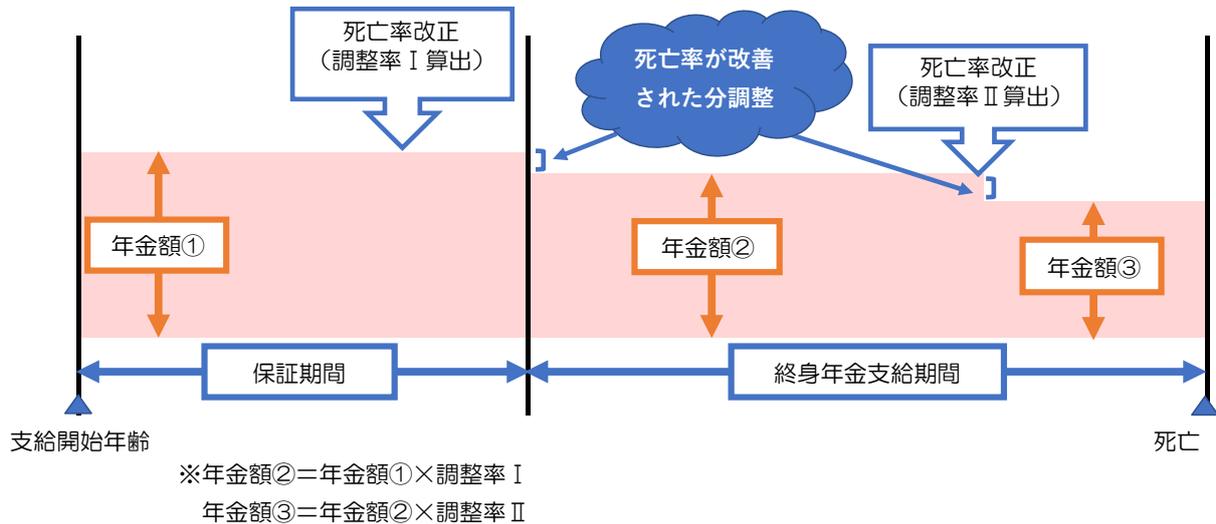
	死亡高位	死亡中位	死亡低位	（参考） 2015年実績
男子	83.83	84.95	86.05	80.75
女子	90.21	91.35	92.48	86.98

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 29 年推計）

5. 日本年金数理人会からの提言について

上記で述べたように、基準死亡率が低下していくことは終身年金を採用している DB 制度に対して、財政決算、財政計算および退職給付債務の計算において影響が比較的大きくなることが考えられます。なかでも、終身年金の支給期間が伸びた分の給付現価相当額を追加で掛金として企業が負担することは終身年金を導入したい企業にとっての足かせとなることが考えられます。そこで、終身年金を採用している企業の負担を抑えるため、基準死亡率の改善に伴い、終身年金の年金額を改定する仕組みが日本年金数理人会から提言がされています。

＜図表 6＞年金額改定のイメージ図



具体的には、保証期間中の年金額は改定せずに一定額を維持し、終身年金支給期間中の年金額は基準死亡率の改正ごとに以下の式を満たすような調整率を算出し、その調整率を年金額に乗じることで年金額を改定する方法が考えられています。（＜図表 6＞は考えられる年金額改定のイメージ図）

$$\begin{aligned} & (\text{改正前の基準死亡率に基づく終身年金現価率}) \times (\text{年金額}) \\ & = (\text{改正後の基準死亡率に基づく終身年金現価率}) \times (\text{改定後年金額※}) \end{aligned}$$

$$\text{※ (改定後年金額)} = (\text{年金額}) \times (\text{調整率})$$

このような調整率に基づいて、年金額を改定することで基準死亡率の改正前後にて、終身年金部分における給付現価が変わらないようにできます。そのため、死亡率の改正による終身年金部分にかかる数理債務の額、最低積立基準額、積立上限額および退職給付債務の変動を抑えることが可能となります。そして、終身年金部分における給付現価が変わらないため、企業が追加で負担する掛金も抑制されます。

ただし、DB 制度の受給権保護の観点から、原則として、導入時点で受給権者である等、既に制度を脱退しているものは対象外となり、導入後に制度を脱退し、年金を受給し始めるものから対象とすることが想定されます。また、給付現価は変わらないものの、将来受け取る終身年金部分の年金額の減額となる可能性があるため、このような調整率による改定を導入するためには、加入者の 3 分の 2 以上の同意が必要となるなどの同意要件が定められることが検討されています。さらには、受給権者に対して終身年金部分の年金額が死亡率の改正によって変動する（年金額が減額となる可能性がある）ことを十分に説明することや調整率およびその算定の基礎となったものを提示することなどが必要となることも考えられます。以上のように、今後の法改正を見据え、終身年金の年金額を改定する仕組みの導入を検討する場合には、導入時の手続きや導入後の事務などにも留意しておく必要があります。

6.まとめ

今回は、厚生労働省から公表された「令和2年簡易生命表について」をきっかけとして、DB制度において基準死亡率がどのように使用されているかを確認し、その影響および関連した日本年金数理人会からの提言について解説いたしました。前述のように死亡率が低下したということは、それだけ平均余命が伸び、高齢期に必要な資金が増えているということがいえます。そして、今後も同様の傾向が続くと考えられ、具体的には平均余命は今後20年でも1年程度延びる見通しとなっています。例えば、高齢期において1か月あたり5万円を貯蓄から取り崩して生活する場合、平均余命が1年延びることで高齢期に必要な資金は60万円も増加する計算になります。

2021（令和3）年4月に高年齢者雇用安定法が改正され、企業には70歳までの就業機会確保の努力義務が課せられたりする等、少子高齢化が進行する中で様々な改正がなされていますが、高齢期に必要な資金が増加傾向にある中、公的年金制度のみでそれをすべて確保し、ゆとりある老後を迎えることは今後難しくなっていくと考えられます。一方でDB制度では、今回ご紹介した死亡率の改正に伴い年金額を改定する仕組みの提言以外にも、リスク分担型企業年金などの弾力的な給付が既に認められている等、DB制度での企業の負担を軽減し、DB制度を持続させることを目的とした改正等も成されています。平均余命が伸び、高齢期に必要な資金が増加していく中、公的年金制度に加えて、企業は従業員に対してどの程度の水準の退職給付を支給していくか、さらには、個々人がゆとりある老後を迎える上で公的年金制度やDB制度では足りない分をどのように補完し、備えていくかを検討することがますます重要になってきているといえます。

<ご参考資料>

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年推計）

http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp

厚生労働省 令和2年簡易生命表の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life20/index.html>

厚生労働省 第9回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07722.html

公益社団法人日本年金数理人会 企業年金制度の普及および改善に関する提言

<http://www.jscca.or.jp/opinion/190322-01.html>

（年金業務部 年金信託室 三輪 直之）

リそなコラム

確定拠出年金における定年退職時の一時金での受取りについて

今回のコラムのテーマは、「確定拠出年金（以下、「DC」）における定年退職時の一時金での受取り」に関する、某信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん : 企業型DCをご利用いただいているお客さまから、『60歳の定年退職を迎えるにあたり、DCを一時金で受取りしたいのだが、どんな手続きで、税金の申告はどうすればよいのか』とのご質問をいただいたのですが、分からないことが多く困っています。相談させてください。

B課長 : そもそも、DCの受取り方法には3種類あるけれど、どのような選択ができるのだったかな？

Aさん : はい、一時金と年金、それらの併用の3種類です。

B課長 : そうだね。それでは、一番多く選択されているのはどれだろう？

Aさん : DCは確定拠出年金と言って、年金の言葉が入っているぐらいですから、年金での受取りが多いのではないのでしょうか？

- B課長 : ところがそうではないんだ。実際には、一時金での受取りが9割以上になっているんだよ。どうしてなんだろう、少し考えてごらん。
- Aさん : うーん、一時金ということですね。住宅ローンの完済など、まとめて受け取りたいというニーズが高いことは想像ができます。それと、ほかには税金面などがあるんでしょうか？
- B課長 : うん、税制面や手数料面が理由として考えられそうだね。税制面はこの図を見てごらん。

【図①:税制面】

退職所得の計算方法		公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法																																																
退職所得 = (退職金収入 - 退職所得控除額) × 1/2 ◆退職所得控除		公的年金等に係る雑所得の金額 = (a) × (b) - (c) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下のケース																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>①勤続年数</th> <th>②退職所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年超</td> <td>70万 × (① - 20年) + 800万</td> </tr> <tr> <td>20年以下</td> <td>40万 × ① ※最低80万円</td> </tr> </tbody> </table> (注)勤続年数は、1年未満の月単位を切り上げ。		①勤続年数	②退職所得控除額	20年超	70万 × (① - 20年) + 800万	20年以下	40万 × ① ※最低80万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給年齢</th> <th>(a)公的年金等の収入金額の合計額</th> <th>(b)割合</th> <th>(c)控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳未満</td> <td colspan="3">公的年金等の収入金額の合計額が 600,000 円までの場合は所得金額はゼロとなります。)…①</td> </tr> <tr> <td>600,001 円から 1,299,999 円まで</td> <td>100%</td> <td>600,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000 円から 4,099,999 円まで</td> <td>75%</td> <td>275,000 円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000 円から 7,699,999 円まで</td> <td>85%</td> <td>685,000 円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000 円から 9,999,999 円まで</td> <td>95%</td> <td>1,455,000 円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000 円以上</td> <td>100%</td> <td>1,955,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上</td> <td colspan="3">公的年金等の収入金額の合計額が 1,100,000 円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)…②</td> </tr> <tr> <td>1,100,001 円から 3,299,999 円まで</td> <td>100%</td> <td>1,100,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000 円から 4,099,999 円まで</td> <td>75%</td> <td>275,000 円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000 円から 7,699,999 円まで</td> <td>85%</td> <td>685,000 円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000 円から 9,999,999 円まで</td> <td>95%</td> <td>1,455,000 円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000 円以上</td> <td>100%</td> <td>1,955,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	受給年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額	65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が 600,000 円までの場合は所得金額はゼロとなります。)…①			600,001 円から 1,299,999 円まで	100%	600,000 円	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円	10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円	65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が 1,100,000 円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)…②			1,100,001 円から 3,299,999 円まで	100%	1,100,000 円	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円	10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円
①勤続年数	②退職所得控除額																																																	
20年超	70万 × (① - 20年) + 800万																																																	
20年以下	40万 × ① ※最低80万円																																																	
受給年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額																																															
65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が 600,000 円までの場合は所得金額はゼロとなります。)…①																																																	
	600,001 円から 1,299,999 円まで	100%	600,000 円																																															
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円																																															
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円																																															
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円																																															
10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円																																																
65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が 1,100,000 円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)…②																																																	
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで	100%	1,100,000 円																																															
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円																																															
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円																																															
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円																																															
10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円																																																

- B課長 : DCを一時金で受取る場合は、勤務先から支給される退職一時金と合算し、退職所得として他の所得とは分離して課税されることになるんだよ。そして、退職所得には勤続年数に応じた退職所得控除の適用があって、DCでは加入年数を勤続年数に読み替えて計算することになるよ。
- Aさん : 退職所得控除は相応の控除額になるので、受取り時に税金がかからないことも考えられそうですね。
- B課長 : そうだね。一方で、年金の受取り時には、雑所得が適用され、こちらは総合課税なのでその年の他の所得と合算して計算するんだよ。
- Aさん : そうすると、60歳を超えて働く人も増えている昨今、年金の受給額次第では、公的年金等控除の控除枠を超えて受給し、課税されるケースも考えられますね。税制面では、やはり年金での受取りはよくないのでしょうか？
- B課長 : そうとも言えないよ。例えば、公的年金を一般的な受取開始年齢である65歳から受取るとして、それまで(60歳から65歳まで)の5年間でDCを年金形態で受取るケースでは、年間60万円までの公的年金等控除額(①欄ご参照)があるので、年金額がその範囲だとどうなるかな。
- Aさん : あっ、そうですね。公的年金等控除は65歳未満も対象となっていますね。DCの年金額が公的年金等控除の範囲内であれば、DCに関わる課税所得はゼロになるわけですね。
- B課長 : そうだね。他にも、公的年金を70歳以降に繰下げ受給すればどうなるだろう？ 公的年金は1年繰り下げると年金額を8.4%増額できるので、70歳に繰り下げれば4.2%も増額できるし、公的年金の給付と重ならないようDCの年金受給を65歳からの5年間として、年間110万円までの公的年金等控除額(②欄ご参照)の範囲に収まる年金額ならば、同じような効果が得るよね。ただ税制面とは別に、年金での受取りの注意点としては、振込の手数料として、その都度、440円程度が引かれることがあげられるよ。
- Aさん : そうなんです。今ふと気がつきましたが、年金受取り中に安定的に運用しようとして、定期預金や保険商品で運用しているといまの低金利の環境では資産の増加が期待できないということにも留意が必要ですね。

- B課長 : その通りだね。でも、損得的な視点だけでなく、分割し計画的に受け取れるという年金の仕組みに安心感もあると思うよ。
ところで、ご質問を受けていた点を振り返ってみよう。
- Aさん : DCを一時金で受取るにあたっての手続きと税金の申告の件ですが、ご質問のお客さまは会社からの退職一時金もお受け取りするとも言われていました。
- B課長 : そうすると、「裁定請求」といわれる手続きがどのようになるのかを理解しないといけないね。
- Aさん : 手続きは、記録関連運営管理機関に依頼することは知っています。
- B課長 : 記録関連運営管理機関は、DCの業務において加入者データの記録・管理をしていることから、様々な業務を担っているよね。この裁定請求に必要な書類を見てごらん。

【図②:一時金の請求に必要な書類の記入等

(記録関連運営管理機関がJIS&T(日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー)の場合)】

ご記入いただく書類 (JIS&Tより郵送される書類)	ご用意いただく書類
老齢給付金裁定請求書(一時金)	印鑑証明書
退職所得の受給に関する申告書	「退職所得の源泉徴収票」のコピー <small>※請求いただくDCの老齢給付金以外の退職金等の受取がある場合にご用意ください</small>
勤務先からの退職金等のお受け取り状況確認	個人番号確認書類および身元確認書類

- Aさん : 裁定請求に必要な書類のなかには申告書もあるんですね。ということは、税金の手続きも記録関連運営管理機関が行ってくれるということでしょうか？
- B課長 : よく気が付いたね。さらに見てごらん。会社から交付された「退職所得の源泉徴収票」のコピーも必要としているよね。退職所得控除の計算では、退職一時金と合わせて退職所得控除の対象とすることは先ほども話したよね。
- Aさん : そうすると、記録関連運営管理機関では他の退職所得控除の分を考慮して計算して、納税が必要な場合には納税までしてくれることになるのでしょうか。
- B課長 : その通り。お客さまはDCの裁定請求の手続きを、会社で行なう退職一時金の退職所得申告のあとの順序で行なうのが一般的で、DCでの納税が必要になる場合、所得税等の額は源泉徴収されることから、退職所得に関してお客さまは別途確定申告をする必要はないんだよ。
- Aさん : 確定申告は必ず必要だと思っていました。
- B課長 : ただし、税制面や受取方法の検討ポイントについては難しい面も多くあるから、この機会に勉強してみればいいよ。参考にするなら、「企業年金ノート」のバックナンバー「2017年4月号 No.588」や「2019年5月号 No.613」が役に立つと思うね。
- Aさん : はい、少し整理してみます。これで、お客さまには回答ができそうです。

(年金業務部 確定拠出年金室 江草 勝馬)

メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、企業年金ネットワーク(こちら→ <https://resona-nenkin.secure.force.com/>)の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。
ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1830 送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

企業年金ノート 2021(令和3)年9月号 No.641

編集・発行: 株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>